

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会 第2回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和5年8月8日(火)午後1時30分～午後3時30分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 橋口、宮川、森部

労働者代表委員 鎌田、重黒木、中川

使用者代表委員 河野、酒匂、野口

事務局 吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、第2回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、9名の委員全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日の議事録の確認は鎌田委員と酒匂委員にお願いいたします。

また、当専門部会の開催について公示を行いましたが、傍聴の申し込みが無かったことをご報告申し上げます。

ここからは森部部会長に議事進行をお願いいたします。

【森部部会長】

それでは、ただ今から専門部会の議事を進めていきたいと思っております。

まず、議題1の「参考人意見聴取」についてですが、前回第1回専門部会で意見聴取を行うこととされた日本民主青年同盟宮崎県委員会、及び宮崎ふれあいユニオンからの「参考人聴取」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金法第25条において、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとされ、規則において、最低賃金審議会は前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び使用者の意見を聴くものとする、と規定されております。

また、意見陳述者、参考人と言いますが、参考人は意見を的確に主張できる人選とすること、専門部会の労使各側委員の意向を十分に尊重することとなっております。

関係労使からの参考人意見聴取については、第1回専門部会においてご協議いただき、期日までに「意見」が提出された3件のうち、意見陳述を希望されました2件について、意見聴取を認めることが確認されましたので、第1回専門部会後に電話により、参考人氏名、発言要旨、

追加資料があれば前開庁日の7日12:00までに提出するよう求めました。

日本民主青年同盟宮崎県委員会様からは、参考人1名の出席報告があり、すでに提出済みの「意見」に追加する資料はないということでした。ただ、本日、意見陳述要旨として、皆様のお手元に1枚の資料をお配りしておりますので、ご参照いただければと思います。

また、宮崎ふれあいユニオン様からは、参考人1名の出席報告があり、すでに提出済みの「意見」に追加する資料はないということでした。

以上が参考人聴取についての説明でございます。

【森部部会長】

ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

(質疑なし)

質問がなければ、参考人から意見を聴きたいと思います。日本民主青年同盟宮崎県委員会、宮崎ふれあいユニオンの順で意見聴取を行いたいと思います。

<大迫参考人入室>

【森部部会長】

それでは、本日の意見発表者である日本民主青年同盟宮崎県委員会の大迫さんのご意見を伺います。本日はお忙しい中、この専門部会においでいただきありがとうございます。これからいただきますご意見は議事録に記録されます。専門部会は公開とされており、議事録は公開されますが、ご了解いただけますか。

【大迫参考人】

はい。

【森部部会長】

それでは、大迫さん、5分程度でご意見をお願いします。

【大迫参考人】

日本民主青年同盟宮崎県委員会の大迫と申します。私たちは、青年の切実な要求にこたえ、生活の向上、平和、独立、民主主義、社会進歩を目指す15歳から30歳までの青年団体です。

このような機会を設けていただきありがとうございます。本日は、活動の中で見てきた青年・学生の生活実態を紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

民青同盟は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年から、学生生活を支える無料の食料支援を行ってきました。食料支援は、毎回20人から30人ほどの学生が利用していて多い時には、70人ほどの学生が利用した大学もあります。こうした状況は現在も続いています。長引く物価高騰によってより多くの学生が生活に困窮しているからです。

食料支援では、生活の実態などを聞き取るアンケートを実施しています。4月に行った食料支援では、アンケートに答えた半数以上が何らかの経済的な不安を抱えていました。特に負担に感じているのは、食費や水光熱費です。1か月に使えるお金の中から、「電気代を節約するためにク

ーラーを使わないようにしている。」とか、「食費を節約するために外食の数が減った。」「大学に入学してから食費を減らして、体重が減った。」などの実態があります。

また、そもそもの学費の高さも深刻です。学費を払っている親御さんの負担を軽くするために、生活費は自分でバイトして何とかしているという学生がたくさんいます。バイトはしていないという学生も、奨学金を借りているなど、完全に自分の負担なしに学生生活を送っている学生の方が少ないと感じます。中には、学費も生活費もすべて奨学金とバイト代で賄っている学生もいます。

最低賃金が上がれば、学生がアルバイトに充てる時間を学業や友人との時間に充てることができます。何よりも、今、苦しい学生の現状を変えていくために最低賃金を大幅に引き上げていただきたいです。

次に社会人の賃金の実態を紹介します。この間、社会人にも賃金の実態についてアンケートを取ってきました。回答数は少ないのですが、ほとんどの青年が最低賃金を上げて欲しいと答えました。ハローワーク前で対話した 25 歳の男性は前職が運送業の正社員で月収は手取りで 21 万円あったそうです。しかし、「実家を出て自立したいけど、家にお金を入れていたり、車のローンの支払いなどで、なかなか貯金ができないので、将来に展望が持てない。」と話していました。宮崎市の山形屋前で対話した 32 歳の事務職の正社員の男性は、月収が手取り 15 万円で、「昼はクーラーをつけずに扇風機を使っている。」と話していました。28 歳の雑誌のデザイン会社に正社員の男性は、月収が手取りで 13 万円と答えました。賃金の実態では、「食費を切り詰めている。」、「家賃の安いところ住んでいる。」、「今の職業をやめようとしている。」、「将来に展望がない。」、「仕事にやりがいを感じない。」という項目にチェックをつけ、生活はカツカツだと語っていました。また、少し特殊な例ですが、25 歳、建設業で正社員の男性は、お子さんが重病で、入れる保育園が無く、自分の稼ぎだけで生活をしているそうです。月収は手取り 20 万円。食事は朝ごはんを抜くこともあり、昼食もおにぎりだけと話していました。「家賃 5 万円、車のローンで 3 万 4 千円。二人分の携帯代で 1 万 5 千円。その他水光熱費や保険代を支払って貯金は毎月ゼロで、支払いを少し滞納してしまうこともある。家族で遊びに行くのも近くの公園にしたり、お金がかからないようにしている。将来のことを考えるよりも、今の生活がカツカツで精一杯。」と深刻な状況を話してくれました。また、最低賃金が高い他県で働きたいという青年もいました。

こうした状況の青年・学生が安心して働き、生活できるような最低賃金へと引き上げていただきたいです。先日の最低賃金審議会の会長への申入れでは、全国一律 1500 円への引き上げを求めました。手取り 13 万円や 15 万円の青年はもちろん生活が苦しいのですが、手取り 20 万円、おそらく時給は 1500 円あると思われる青年も、物価高騰の下、実家暮らしで自立することができず、将来に展望が持てなかったり、自分や家族に何かあれば毎月のように支払いに追われ、生活がカツカツの状況に陥ります。こうした状況で、宮崎県の現在の最低賃金では、結婚して子育てをして、子どもの将来のことも考えながら貯金をすることは難しいと思います。時給 1500 円は決して贅沢な望みではなく、人間らしく働き、生活することができる最低ラインです。是非、宮崎の青年が安心して、将来に展望を持って働き続けられるような最低賃金の引き上げをお願いいたします。

宮崎県は中小企業が多く、賃金の引き上げには中小企業への支援は切り離せません。そうした支援をしながら、私たちの求める全国一律の最低賃金 1500 円を実行するには政府の力が絶対に必要だと思います。これを是非、宮崎県の地方最低賃金審議会の皆さんの積極的な引き上げの答申で後押ししていただくことを求めて意見陳述とします。ありがとうございました。

【森部部会長】

大迫さん、貴重なご意見ありがとうございました。
委員の皆さんから、今のご発言に対して、ご質問などございますか。

(質問なし)

【森部部会長】

無いようですので、大迫さん、ありがとうございました。

<大迫参考人退室。引き続き、興杢参考人入室>

【森部部会長】

それでは、本日の意見発表者である宮崎ふれあいユニオンの参考人興杢さんからのご意見を伺います。本日はお忙しい中、この専門部会においでいただきありがとうございます。これからいただきますご意見は議事録に記録されます。専門部会は公開とされており、議事録は公開されますが、ご了解いただけますか。

【興杢参考人】

はい。

【森部部会長】

それでは、興杢さん、5分程度でご意見をお願いします。

【興杢参考人】

どうも皆さんこんにちは。

私は、宮崎ふれあいユニオンの興杢と申します。

私たちの組合は、連合宮崎傘下の一人でも加入できる地域合同労働組合として活動しております。

今回の最賃の審議にあたり、すでに、私たちの希望を要請書として提出していますので、限られた時間ですから重複を避けて、強くお願いしたい点についてお話ししたいと考えています。

急激な物価高騰によって、生活に欠かせない「基礎的支出項目」の物価上昇が極めて著しく、確実に働く人の世帯、家計を直撃しているということは、皆さん共通認識だろうと思います。

一方で、私たちの日本の賃金水準を見てみると、国際的に相対的に低下し続けております。そのような中で、このままでは個人消費が改善できないほど行き詰まっているということもその要因になっているのではないかと考えます。

政府も国民経済打破のために、物価上昇を超える賃金引き上げ実現が必要だとして、経済界にも協力を求めています。賃金水準の底上げしなければ経済が回らないということであり、その中であって非正規・パート労働者の賃金決定に大きな要素とされている最低賃金の動向が注目されているというのが、私たちの見方です。

さらに、都市部と地方で支出費目の違いはあっても、生活に必要な生計費に極端な違いはないと私たちは考えております。地域最賃は全国一律であるべきだということを主張しております。

若い人材が、段々都市部へ流出をしている。それを抑える地域の活性化と地域経済の空洞化解

消のため、最賃の地域間格差解消が極めて重要だと確信しております。

これまで、県内の高校新卒の県内就職生徒の割合が段々低下し続けて心配でしたが、ここ数年は改善できているということですが、これは新型コロナウイルスの感染拡大で、当事者や保護者の県内志向が強まり、県内就職率が上昇したのかなとも思われます。

今後も安定的に県内企業に就職してもらいたいところですが、県外の好待遇の求人に惹かれ、県外流出が増加していくのではと心配しています。

若い人たちに向けて、県内企業の魅力を発信するのが、まず第一だと思います。それともう一つ、労働条件の水準整備も大事なことだと思います。

そのため、中小・零細規模事業者が賃金引上げによる労務費コストの上昇分を適切に取引価格に転嫁できる環境整備等や施策も重要と考えます。

地域最賃の目安 A・B・C が示されましたが、地域間格差是正を強く求めて、宮崎県内の地方経済の活性化をさらに進めていく最低賃金の審議をお願いしたいとお訴えをしたいと思います。

以上です。

【森部部長】

興沼さん、貴重なご意見ありがとうございました。

委員の皆さんから、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

【森部部長】

無いですので、興沼さん、ありがとうございました。

<興沼参考人退室>

【森部部長】

続きまして、議題2の「他県の審議、全国の結審状況」について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料の7ページをご覧ください。

8月7日の夕方時点の状況につきまして、宮崎県と同じCランクの県を中心に記載しております。

九州管内におきましては、8月7日時点で結審に至った県はありません。熊本は8月7日に結審予定でしたが、継続審議となっております。なお、熊本の次回の開催日は確認できておりません。その他の県の状況は、資料記載のとおりで、8月10日を中心に結審する予定となっております。

九州以外のCランクでは、秋田が目安プラス5円引き上げの897円で結審、岩手が目安どおりの39円引き上げの893円の部会報告となっております。

全国の結審状況は5番目に記載のとおりで、岩手の専門部会報告を含めると29都道府県で引き上げ額が決定しております。

説明は以上です。

【森部部会長】

ただいまの説明について、ご質問などありましたら発言をお願いします。

(質問なし)

【森部部会長】

それでは、議題3「金額審議」に移りますが、第1回専門部会で金額提示が行われています。
労側 53円引き上げの906円
使側 23円引き上げの876円
の提示で、30円の開きがあります。
議事の進め方としましては、公・労・使全体であらためて審議を行って個別協議に入りますか。
それとも、最初から公・労あるいは公・使の個別協議に入りますか。いかがでしょうか。

【中川委員】

見解も金額提示も第1回で、それぞれ表明しましたので、よかったら、個別協議をさせていただけたらと思います。

【森部部会長】

使側も個別協議でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、個別協議ということにしたいと思います。
労側からよろしいでしょうか。

(使側委員を控室へ案内)

< 1回目の公労個別協議開始 >

(労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 1回目の公使個別協議開始 >

(使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 2回目の公労個別協議開始 >

(労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 2回目の公使個別協議開始 >

(労側委員を呼び込み)
< 全体協議の再開 >

【森部部会長】

個別協議の結果を簡単にまとめたいと思います。

労側が当初 53 円引き上げの 906 円から 47 円引き上げの 900 円というところまで、歩み寄っていただきました。

使側が当初 23 円引き上げの 876 円から 34 円引き上げの 887 円というところまで、歩み寄っていただきました。

ただ、現時点で 13 円のひらきがございます。

労側が、あくまでの今日時点ではという発言をいただきました。

使側とも話しましたところ、これ以上は進まないというところで、他県の状況も勘案しながら、進めていきたいというご要望もありますので、本日はここまでにしたいと思います。

本日以降、他県でも審議が進んでいくと思います。その情報を収集していただいて、再度 10 日に審議を再開するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、本日の審議はこれで終了したいと思いますが、今後の日程調整が必要だと思いますので、事務局から説明していただいてよろしいでしょうか。

【賃金室長】

予備日の調整と今後の審議日程について説明させていただきます。

予備日を設定する場合、14 日以降となります。

当初、8 月 10 日に答申をいただき、同日中に答申要旨の公示を行うことを想定して、異議審として第 4 回本審を 8 月 28 日(月)午前 10 時から開催予定とさせていただいておりましたが、答申が予備日以降になると、異議審の日程も改めて調整させていただくことになります。

また、8 月 16 日、18 日には特定最賃の検討小委員会での必要性審議が予定されていることから、予備日が 14 日若しくは 15 日でなければ、検討小委員会の日程についても再調整が必要となります。

予備日の設定に関しては、この点も併せてご審議いただければと思います。
説明は以上です。

【森部部会長】

まずは、予備日をどうするかというところですが、予備日の設定についてはいかがでしょうか。

【中川委員】

10 日でできれば結審というスケジュールがございましたので、一つは 10 日結審を最優先に考えておりましたが、台風の心配もあるのですけれども、他県と違いますか。九州の結審状況は、重視をしております。

九州内での額差を十分に考えておりますので、予備日の設定も考慮する必要はない

かと思います。

【森部部会長】

予備日の設定は、できればの方がよいということによろしいでしょうか。

【中川委員】

10日ということに進んでいるのですが、やはり予備日の設定は、必要だと思います。

【森部部会長】

予備日が14日、15日という案が出ていますが、ほかの日でもいいということによろしいでしょうか。

使側の方は、予備日の設定はいかがでしょうか。

【河野委員】

予備日は設定していた方がいいと思います。

【森部部会長】

そうすると、予備日の日程のところですが、事務局に確認したところ、土日でも構わないということらしいです。

【賃金室長】

土日だから審議できないということはないということです。

【森部部会長】

予備日の日程は、何日ということを決めた方がいいでしょうか。

【賃金室長】

他の案としては、今、10日の午後1時30分から専門部会、午後3時から本審を予定していますが、他局の状況を見るということであれば、本審をその日の後ろに設定するという方法もあるかなと思います。

【森部部会長】

午後1時30分の専門部会を少し後ろ倒しにして、他県の状況を見て、やるという方法もあるということですね。

【橋口委員】

専門部会も本審も一緒にずらすという感じですかね。

【賃金室長】

全部ずらすパターンもありますし、専門部会を最初にやって、長めの休憩をとるイメージで、本審を後ろにずらすとか、いろいろとやり方はあると思います。

【河野委員】

今日昼前に聞いたところ、大分が午前10時からようです。

【鎌田委員】

鹿児島、大分が10日の午前10時からと聞いています。

【賃金室長】

大分、熊本が、情報がなく把握できていません。

【河野委員】

熊本は、まだ、調整中のようです。今日、次の審議日程を調整するようです。

【中川委員】

長崎は、今日、明日に平和行動があるので、盆明けになる可能性があるかと聞いています。

【河野委員】

長崎は、一応10日にはなっているようですが、盆明けになる可能性もあると聞いています。

【橋口委員】

10日に終わらせるとすると、時間をずらすという手もなくはないかもしれないですね。

【河野委員】

10日に熊本、大分が順調にいけばいいけど、行かなかったときには、予備日を14日、15日ぐらいに確保しておかないといけないのでは。

【橋口委員】

労側としては11日とか12日というのはあり得ないと考えていた方がいいでしょう。
土日にこだわらなくてもいいという話ですが、社労士という立場としては、休日はちゃんと休んでほしいという気持ちですが。

【中川委員】

過去からすると、宮崎では、土日にやったことはないと思います。
他局が10日に結審して11日に情報が入ればいいのですが、決まらなければ、他局も次の週になるのではないのでしょうか。

【橋口委員】

予備日は14日、15日が無難ですかね。

【森部部会長】

私は、16日の午前中に帰ってくるので、14日、15日はちょっと無理ですね。

【橋口委員】

どうしてもということであれば、私が代理なので、予備日を決めるなら、引き受けますので。

【河野委員】

使側は、14日、15日は、何とかあります。

【賃金室長】

本審までやるとなると、今日来ていない委員も含めて調整が必要になります。

【中川委員】

労側も部会の3人の委員は、14日、15日は大丈夫です。

【賃金室長】

本日終了次第、15人の委員全員に予定を聞いて確認して、それで決まったら、メールでお知らせするというやり方で、14日、15日で予備日を設定するというところでよろしいでしょうか。

【中川委員】

時間的には、10日に決まらなければ、14日の朝やっても、他の県も分からないですね。

【河野委員】

14日の午後3時からとか。

【基準部長】

14日の午前中は、情報収集ができないことも考えられますので、14日の午後から15日にかけて、もろもろ確認させていただき、事務局から皆さんにメールで調整させていただきたいと思います。

もちろん10日に決まるのがいいのですが、他県も同じようなスケジュールなので、夕方までやったとしても、鹿児島と大分が出ているかどうかというところです。

鹿児島は、午前中に決めない可能性もあると思われます。決まったとしても、大分だけが出るかどうかというところだと思います。

ただ、未来の話なので、実際はふたを開けてみないと何とも言えない状態です。

とりあえず、10日はそのままの状態、14日、15日は事務局から改めてメールを流させていただきます。

【賃金室長】

10日の午後3時からの本審もそのままよろしいでしょうか。

【基準部長】

10日をどうしますか。

【橋口会長】

予備日を決めたとしても、10日をどうするかですね。

【賃金室長】

仮に、10日に専門部会で決まった時に、3時からそのまま流れていけばいいのですが、時間を空けるとか、決まらない時に、3時に来た委員に帰ってくれというのは、ちょっとですね。

【河野委員】

部会を1時30分ではなくて、3時とか4時にするとか。最初からずらして、10日に決める準備をしておいて。

【中川委員】

本審の委員の方に待機してもらおうということはありませんでした。待機してもらっていたところに連絡するということはありませんでした。

他の委員も事前にそのように連絡があれば、こちらに来ますということでした。所属のところで待機してもらおうことになります。

【橋口委員】

専門部会を午後3時、本審を午後5時ぐらいとか。

【中川委員】

その方が無難ですね。

【賃金室長】

それでは、10日は、専門部会を午後3時からで、本審を午後5時からという形でよろしいでしょうか。

それまでの間に情報収集をします。

本審のみの委員の方には、10日の時間が変わるということをメールで連絡して、都合の悪い方には連絡をもらいます。

14日と15日の日程も確認し、調整します。

【森部部会長】

まとめますと、10日は時間変更ということで、部会が午後3時から、本審が午後5時からということで、事務局から、他の委員には連絡していただきます。

予備日については、14日、15日に調整するということで、これも事務局から連絡していただくということになりました。

これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、次回の専門部会は、8月10日の午後3時から開催したいと思います。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成いたします。

本日の議事録の確認は鎌田委員と酒匂委員をお願いいたします。

また、本日の議事録については、公・労あるいは公・使の個別協議については、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから、非公開とし、参考人聴取及び公・労・使の三者が揃っ

た審議については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは本日の専門部会はこれで終了します。お疲れ様でした。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
